

議案第52号

天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部改正について  
天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例  
天理市立幼稚園の保育料に関する条例（平成27年3月天理市条例第17号）の  
一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「幼稚園」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

（保育料の額）

第2条 保育料の額（法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは  
第3号の規定による政令で定める額の範囲内において市長が定める額をい  
う。）は、零とする。

第3条から第5条までを削り、第6条中「規則で」を「別に」に改め、同条  
を第3条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。